

**障がいがある方またはその方のために使用される軽自動車をお持ちの方へ  
軽自動車税（種別割）の減免を受けることができます**

身体に障がいがある人または知的障がい、精神障がいのある人のために使用される軽自動車について、一定の要件に該当する場合は軽自動車税（種別割）の減免を受けることができます。

**◆対象となる車両**

- ・本人運転車両  
身体および精神に障がいのある方（以下、身体障がい者等という。）が所有し、運転している車両
- ・生計同一者運転車両  
身体障がい者等の通院、通学、通所などのために生計を共にする家族が所有し、運転している車両
- ・身体障がい者等、または身体障がい者等と18歳未満の者で構成される世帯で、常時介護する方が運転するもの

※減免は普通自動車税（種別割）との重複はできません。

**◆対象となる障がいの等級**

手帳の種類	障がいの程度
身体障害者手帳、 戦傷病者手帳	税務課までお問い合わせください
精神障害者保健 福祉手帳	「1級」のみ減免対象
療育手帳	「A」判定のみ減免対象

**◆申請に必要な書類**

- ・申請書（税務課および各支所総合窓口室にあります）
- ・該当する手帳、運転者の運転免許証、車検証、身体障がい者等の印鑑および個人番号の分かるもの

◆申請期間 4月1日（木）～4月30日（金）

◆申請窓口 税務課または各支所総合窓口室

☎ 税務課 ☎0859-54-5208

**令和3年度固定資産税の縦覧・閲覧ができます**

固定資産税の縦覧とは、納税者が所有する土地・家屋の価格が適正であるかどうかを確認するため、縦覧帳簿により他の土地・家屋の価格と比較することができる制度です。

**【縦覧・・・縦覧帳簿】**

- ◆期間 4月1日～5月31日（土・日・祝は除く）
- ◆場所 税務課、各支所総合窓口室
- ◆縦覧できる方  
土地または家屋を所有する納税者（課税標準額が免税点未満の方は税負担がないため、縦覧はできません。）  
※土地、家屋のいずれか一方の資産を所有している方は、その資産のみの縦覧となります。  
※納税管理人、同世帯の方も縦覧できます。
- ◆縦覧できる内容  
土地・・・所在、地番、地目、地積、価格  
家屋・・・所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格  
※所有者・課税標準額は記載されません。
- ◆縦覧に必要なもの  
本人確認できるもの（納税通知書（前年度分でも可）、または運転免許証など）
- ◆手数料 無料
- ◆その他 縦覧帳簿のコピーはできません。

**【閲覧・・・名寄帳】**

- ◆期間 閲覧期間に制限はありませんが、縦覧期間中は手数料が異なります。
- ◆場所 税務課、各支所総合窓口室
- ◆閲覧できる方 納税義務者、納税管理人、同世帯の方
- ◆閲覧に必要なもの 本人確認できるもの（納税通知書（前年度分でも可）、運転免許証など）
- ◆手数料 縦覧期間中は閲覧料無料
- ◆その他 名寄帳のコピーは1枚につき20円必要です。

☎ 税務課 ☎0859-54-5208

